

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和3年8月26日(2021.8.26)

【公開番号】特開2019-213814(P2019-213814A)
 【公開日】令和1年12月19日(2019.12.19)
 【年通号数】公開・登録公報2019-051
 【出願番号】特願2018-113996(P2018-113996)
 【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年7月13日(2021.7.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者が視認可能な演出を実行可能な装飾部を備えた遊技機であって、
前記装飾部は、
発光手段と、
前記発光手段が実装される基板と、
前記発光手段から照射される光を導く導光部材と、
前記基板の背面側に配置されるベース部材と、
前記導光部材を介して前記発光手段から照射される光が入光可能な位置に配置される光
透過性部材と、を備え、
前記光透過性部材は、
前記基板における前記発光手段の実装面を覆う位置から、前記基板の少なくとも一つの
端部よりも外側であり、かつ前記基板における前記発光手段の実装面の裏面を超える位置
まで延設され、
更に、前記導光部材の前面を覆う位置から、前記導光部材の少なくとも一部の端部を覆
うように延設されており、
前記ベース部材は、
光を反射可能な反射部材で形成されるとともに、前記基板の少なくとも一つの端部及び
前記導光部材の端部よりも外側であり、かつ前記基板における前記発光手段の実装面の裏
面を超える位置であって、前記光透過性部材の端部から出光する光及び前記導光部材の端
部から出光する光を反射可能な位置に設けられ、
前記導光部材は、
前記基板における前記発光手段の実装面を覆い、かつ前記導光部材の端部が、前記光透
過性部材が延設される方向に向けて前記基板における前記発光手段の実装面の裏面を超え
ないように形成されていることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

従来、遊技者が視認可能な演出を実行可能な装飾部を備えた遊技機の技術は公知となっている（特許文献1参照）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

上記公報に記載の遊技機は、装飾部において前枠に装着されたレンズカバー内に、光源が実装されたランプ基板を収容した構成とされ、光源からの光をレンズカバーを介して外部に照射する電飾装置を備えている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【特許文献1】特開2002-143403号公報

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

このような遊技機において、上記のような装飾部により遊技者に視認可能な演出をすることで、遊技性の向上をさらに図ることが望まれる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、上述した課題に鑑みてなされたものであり、遊技性の向上を図ることができる遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明に係る遊技機は、遊技者が視認可能な演出を実行可能な装飾部を備えた遊技機であって、前記装飾部は、発光手段と、前記発光手段が実装される基板と、前記発光手段から照射される光を導く導光部材と、前記基板の背面側に配置されるベース部材と、前記導光部材を介して前記発光手段から照射される光が入光可能な位置に配置される光透過性部材と、を備え、前記光透過性部材は、前記基板における前記発光手段の実装面を覆う位置から、前記基板の少なくとも一つの端部よりも外側であり、かつ前記基板における前記発光手段の実装面の裏面を超える位置まで延設され、更に、前記導光部材の前面を覆う位置から、前記導光部材の少なくとも一部の端部を覆うように延設されており、前記ベース部材は、光を反射可能な反射部材で形成されるとともに、前記基板の少なくとも一つの端部

及び前記導光部材の端部よりも外側であり、かつ前記基板における前記発光手段の実装面の裏面を超える位置であって、前記光透過性部材の端部から出光する光及び前記導光部材の端部から出光する光を反射可能な位置に設けられ、前記導光部材は、前記基板における前記発光手段の実装面を覆い、かつ前記導光部材の端部が、前記光透過性部材が延設される方向に向けて前記基板における前記発光手段の実装面の裏面を超えないように形成されていることを特徴としている。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明によれば、遊技性の向上を図ることができる。